

いじめ重大事態について

令和8年10月
網走市教育委員会

1 当該事案の概要

市内の中学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に基づく「重大事態」の疑いがある事案が令和8年7月8日に確認され、その後、同項第2号にも該当する状況となった。

2 いじめ重大事態として認定した事実及び経緯

令和8年4月末から始まった3名の生徒による1名の生徒に対する悪口や暴言、SNSを介した誹謗中傷を受け、嫌な思いをする場面があった。当時、関係生徒への個別指導は行われたが、校内いじめ対策会議への報告・相談が遅れ、組織的対応が十分にできなかった。

令和8年5月初旬以降、断続的な腹痛や頭痛等の症状により欠席。6月17日に病院から自宅療養の指示を受け、その後もいじめが心理的ストレスになり反応性の身体症状が見られ、7月8日に保護者から転校も視野に入れているとの申し出があった。このことを受け学校は、重大事態の疑いがあると判断し、教育委員会も調査を実施するよう指導した。

7月24日より正式に調査を開始、9月10日に調査を終了、9月14日に教育委員会に重大事態として報告した。教育委員会も、いじめ防止対策推進法が規定する第28条第1項第1号及び第2号の事実を認め、いじめ重大事態として調査報告書を受理した。なお、当該生徒は8月6日に転校した。

3 調査組織及び調査期間

- (1) 調査組織 学校の調査組織（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導部・担任・養護教諭）に教育委員会が加わっての調査委員会
- (2) 調査期間 令和8年7月24日から令和8年9月10日まで

4 学校及び教育委員会の対応について

学校は、生徒が6月上旬より頭痛・不眠等の身体的症状が持続し体調不良となり、相当の期間において学校を欠席し転校に至ったことから、重大事態の疑いとして教育委員会に報告した。

「網走市いじめ防止基本方針」に基づき、学校は、被害生徒の保護者に調査の内容等について説明し、被害生徒及び保護者、関係生徒及び保護者、関係教職員から聞き取りを行った。教育委員会は、学校の調査について必要な助言・指導を行った。

5 学校及び教育委員会の今後の再発防止策について

【学校】

- ア いじめの疑い（軽重を問わず）を察知した段階で、校内いじめ対策会議へ連絡・共有する体制の徹底
- イ いじめ行為の即時静止の徹底
- ウ 定期的なアンケートや相談週間の設定と相談体制の再構築
- エ 児童生徒同士が互いを尊重し合う学級・学校風土の醸成強化
- オ いじめ発見時の被害生徒を守る初期指導に関する研修の実施

【教育委員会】

- ア 事案発生時における学校の組織的対応の確認と指導の徹底
- イ 被害生徒及び関係生徒への継続的な面談や支援の提供による心理的安全性の確保